1-2-8. 復職支援プログラムの概要(事務職員等)(平成30年4月1日現在)

	1 復職支援プログラム	こついて				2 復職の判断につい	₹	3 復職後の経過観察に	ついて	
都道府県 指定都市	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその 勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(1)復職を判断する にあたって教育委員 会事務局職員以外 で審査等を担当する 者	(2)復職を判断するにあたっ ての主な基準	(1)復職後の経過観察の 内容	(2)復職後の経 過観察の実施 期間	(3)復職後の人 事配置等の配 慮
1 北海道	北海道教育委員会 の任命に係る職員で、 精神疾患による休職 者	に向けた健	「職場復帰訓練」は治療行為の一環としての位置付け で、所属長は職員及びその家族と協議のうえ、主治医の指 示に基づき、具体的内容について決定する。本人所属場 場で実施し、本人を復帰後の職場環境、人間関係等に 徐々に慣れさせるとともに、職場の受入体制を整える。	原則4~12週	なし	員等健康判定審査 会を設置している。 この審査会で健康状態を審査し、その 態を審査し、その結 果を受けて北海道教 育委員会で復職の	おいて、職場復帰訓練は健 康判定の重要な資料となる が、復職審査時には、訓練 の実施状況を記載した「職 場復帰訓練実施記録書」の 提出を求めている。 復職を判断するに当たって	況や勤務状況等につい て把握するとともに、必 要に応じて主治医や家	状況、療養状 況等について、 所属長から報 告書を提出して	
2 青森県	精神性疾患により休 職している県立学校 職員及び県費負担教 職員で、主治医の了 承の下、試し出勤を希 望する者	なし	職場環境や人間関係に徐々に慣れ円滑に試し出勤が行 われるように4段階とし、当該職員の状況に応じて定める。 実施場所は、原則として当該職員の所属する職場	原則として、4 週間から8週間	あり(公立学 校共済組合負 担)		校務の運営に支障がない 程度まで病気が治っている かどうかを確認する。	なし	なし	なし
3 岩手県	本庁、教育機関等及 び界立学校に勤務す る教職員で、職場宣传 の対策が が関係する 市町村立学校の、市 前していては、 のようから 依頼のあった者	なし	・開始時期 復職の可否を審査する特別健康審査会開催の1か月程 度前から実施(職場復帰できる程度まで回復し、主治医の 承認のもとに本人が実施を希望したときに、本人及び家族 等と協議し着業やの長が決定 ・実施しまうとする職員が所属する職場 ・実施しようとする職員が所属する職場 ・実施しまうとする職員が所属する職場 ・実施しまるとから始め、段階的に実際の職務に準ず る内容とする。 支援体制 各職等の長は、本人の了解のもとに、家族、主治医、産 業医、主任安全衛生管理者などの関係職員、機関と必要 な情報提供等を行い連携して支援	気は休暇間中のとしている。 気は休暇間中のとしている。 は、大変には、大変には、大変には、大変には、大変には、大変には、大変には、大変に	担 ・障害保険 死亡:2,000万円 後遺障害:60 ~2,000万円 : 7,500円 通院日額:	学識経験者	・症状が安定していて、再発のおそれが少ないこと、 ・仕事に対する意欲が見られること。 ・機等を行うための特続力、 集中力、体力があること。 を必要な程度に、対人関係 能力が必要されていること。 が庭告されていること。 が確立していること。 ・原発的機能の生活が入る。 ・原発的機能の生活が、 ・原発的性のとある。 ・原発的性のとある。 ・原発的性のとある。 ・原発的性のとある。 ・原発的性のとある。 ・原発的性のとある。 ・原発的性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原発の性のとある。 ・原性のとある。 ・原性の性のとある。 ・原性の性のとある。 ・原性の性のとある。 ・原性の性のとある。 ・原性の性のとある。 ・原性の性のとある。 ・原性の性のとある。 ・原性の性のとなる。 ・原性の性のとなる。 ・原性の性のとなる。 ・原性の性のとなる。 ・原性の性のとなる。 ・原性の性のとなる。 ・原性の性のとなる。 ・原性の性のとなる。 ・原性の性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性の性のとなる。 ・原性の性のとなる。 ・原性の性のとなる。 ・原性の性のとなる。 ・原性の性のとなる。 ・原性の性のとなる。 ・原性の性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のとなる。 ・原性のをなる。 ・原性のをなる。 ・原性のをなる。 ・原性のをなる。 ・原性のをなる。 ・原性のをなる。 ・原性のをなる。 ・原性のをなる。 ・原性のをなる。 ・原性のをなる。 ・原性のをなる。 ・原性のをなる。 ・原性のをなる。 ・原性のをなる。 ・原性のをな。 ・原性のをな。 ・原性のをな。 ・原性のをなる。 ・原性のをな。 ・原性のをな。 ・原性のをな。 ・原性のをな。 ・原性のを	け復職支援相談を実施 している。 (内容) 保健師が、復職者の 所属する学校を訪問し、 治療状況や健康状態・ その他について健康相	半年を目途に復職支援相	個々の状況に 原等についてい を を行ってい る。
4 宮城県	精神性疾患により休 臓としている者のうち、 ブログラムの実施を希 望する者	はだい。後にはない。復たにのはない。復たにのは、復たをでした。を職場では、職場では、	で職場に慣れることを目的とし、電話・来客対応、文書収 を重などを行う。 2段階の2週目は児童生徒の在校時間帯で、1段階の内 客に加え、結身・旅費等実務補助などを行う。 3段階の3週目はフルタイムで1段階の内容に加え、給 身・旅費等実務などを行う。 4段階の4週間目は、フルタイムで通常勤務に近い内容 を行う。	4週間を基本 としている。	訓練中のケガ等に対応するため、傷害保しいる。	(精神科医)	医療行為又は勤務上の制 限の必要性の有無及びその 程度についての判定を行う。	なし	なし	なし
5 秋田県	なし	なし	7xL	なし	なし	主治医 指定医師	心身の故障のため職務の遂 行に支障があり、又はこれに 堪えないものかどうか	なし	なし	環基本的に配慮 に配慮は は ただし、 に を を ただれて、 を ただれて、 を 行う場 合もある。
6 山形県	県、立学校教職員立立学校教職員立立学校教職員立立学校教職員立立学校教職員支立学校教職員局職教局局職務場局職務場員局職工の経済の教養とは、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の保護、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、大学の体育、体育、大学の体育、大学の体育、体育、体育、体育、体育、体育、体育、体育、体育、体育、体育、体育、体育、体	なし	対象者が職場復帰訓練を申出した場合に、所属長が作成する職場復帰訓練計画に合意し、主治医の同意を得た上で、対象者の所属において実施・職場復帰訓練は、通動や職場に慣れることから段階的に行う。	間程度、休暇 中の者は2週	加入	山形県教職員健康 審査会(精神科医を 含む医師名、事務 局局職員2名により構成)	における経過観察、所属長 の意見、本人の面接を踏ま えて個別に判断する。		6か月	職場ない。 環境へ負担 がながあるのの 担すのなが本めに で、職時 で、職時 では、職時 では、職時 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
7 福島県	公法第28条第2項第1 号の規定に基づく休 職を命ぜられた県教	なの職目趣し原実る。い円復とをる解します。	職場の雰囲気に慣れることから始め、段階的に勤務時間 及び業務量を増やし、最終的には、復職した場合の8割程 度の業務を行えることを目指す。		なし	経・精神障がい審査	複数の専門家からなる合 議制の機関における判断を 参考にして復職の可否を決 定する。	rel	7£U	特になし
8 茨城県	茨城県教施 最初 最初 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	なし	対象者が復職支援プログラム(職場復帰ルレーニング)の 実施を希望し、主治版、校長が了解した場合に実施する。 原則として、各段階の目的に応じて、校務分掌に係る業 務、作業、授業等を4段階に分けて、対象者の所属校にお いて実施する。	3か月以内	傷害保険に加入	精神科医を含む医 師7名	診断書をもとに委員会で判 断	<i>x</i> L	なし	本人による希きなり、働きなり、側境をやすい環境をつくるために考している。

	1 復職支援プログラムに				2 復職の判断につい	復職の判断について		3 復職後の経過観察について		
都道府県 指定都市	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援ブログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその 勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置		(2)復職を判断するにあたっ ての主な基準	(1)復職後の経過観察の 内容	(2)復職後の経 過観察の実施 期間	(3)復職後の人 事配置等の配 慮
9 栃木県	職員	い職意が理ら受指で、休任るをもをうい、のあ旨で練りいけ導して練りまして、解しいは導していましている。	第1段階・職場に慣れる(半日) 第2段階・来客や電話に対応できる(6時間程度) 第3段階・田職場で過ごすとができる(おおむねフルタ イム) 第4段階・おおむね疾患前の業務を遂行できる(フルタイ ム) 実施場所は、職員の所属校	原則4週間で 実施。 ただし、状況 に応じて延長 も可能	なし	なし	・医師の診断 ・本人の意思、意欲 ・所属長彦』 ・事務局人事担当職員の面 談	なし	なし	所属していた 学校に配置す る。属長の判断 により本人之の 説を踏まえて校 務分学を軽減 している。
10 群馬県	県立生牧戦職で、 費負担教職員、精神疾患に対して、 が表した。 が表した。 が表した。 が表した。 が表した。 が表した。 が表した。 が表した。 が表した。 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものは、 のものものは、 のものものは、 のものものは、 のものものは、 のものものものものものは、 のものものものものものものものものものものものものものものものものものものも	<i>あ</i> り	・第1段階 1日4時間×1週間(目的:学校の雰囲気に慣れる) ・第2段階 1日6時間×2週間 ・第2段階 1日5時間×2週間 ・第3段階 1日正規の勤務時間×5週間(目的:正規の勤務 時間に合わせて生活リスを作る) 実施場所:対象者の所属	原則8週間と し、16週間を限 度とする。	険、普通傷害	·精神科医師、公立 学校長の代表、行政 医師又は産業医師 等		教職員精神保健審査 会への勤務状況等の報 告を行う。		所属に配替用のないた 学校勤は所属を を被助な所属を がのである。 が成分に が成立の が成ました。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 が
11 埼玉県		いものの、 円滑な職場 復帰を目的 として、対象	【内容】 職場に慣れることを目的として簡易な業務等を行う「準備 職場に変能する。その後、職場に慣れることから開始し、 最終的には復職後の業務とほぼ同程度の訓練を行う「職 場外・ビリテーション/と実施する。 ・準備訓練(1週間程度) 開始2~3日目は原則として4時間程度とし、簡易な業務 を行う。 原則として開始4日目は始業時から6時間程度、5日目は 適常とおりとし、簡易な業務文は休職者の分睾のうち軽易 な事務を行う。 職場川・ビリテーション(4週間程度) 第1週は、準備訓練の内容を基本とし、必要に応じて他 の業務を実施する。 第2週以降は、原則通常勤務と同様とし、必要に応じて 適宜業務内容を変更する。 【実施場所】 (休職者の所属所	5週間程度	あり(傷害保険に加入)	・主治医 ・教職員の休職、復 職等の可否を審査 する「埼玉県教職員 健康審査会」の委員 (医師)	職務を滞りなく行えるかどう か	・教職員健康審査会へ の状況報告 主治医の診断書及び所 属る 主治医の影響書をはよる ・主治医・家族等との連 携所属長等による経過観 携所属長等による経過観 素を行い、必要に応じて 取り合う。	康状態について、医学的判断 に基づいた、個別に応じて必	原則、所属して いた一変校に配 能方も、の の でする。の の に 況、祝の の の に 別、 の の の の の の の の の の の の の の の の の の
12 千葉県	学校職員	なし	原則6か月以内の職場復帰支援プログラムを作成し、学 校等において職場リハビリテーションを行う。	原則6か月以 内	傷害保険加 入	千葉県公立学校職 員健康審査会委員 (精神科医)	明確な基準は設けていない が、「フルタイム勤務を1か月 程度継続できること。また、 職務を滞りなく遂行できるこ と」を一応の目安としている。	復職後の様子を定期		なし
13 東京都	行政系都立学校職員及び行政系配立学校職員及び行政系配度方式 負担職による病務 力、精神者で、東京長が職員会系統職員会系統職員会系統職員会系統職員会系統制 気体委員会系統制制を受けることが適当と判断した者		[計画] ①第1期(最初の1/3程度) 週に2~3回、2~4時間程度 ②第2期(中間の1/3程度) 週に3~4回、6~7時間程度 ③第3期(訓練終了前の2~3週間) 週に5日、7時間45分 [内容] [内容] (内容) (内容) (内容) (内容) (内容) (内容) (内容) (内容)	1か月~3か 月	なし	体職期間が満了すれば復職する。 体職期間が適合とはは 便職する場合とはは を がおり場合とは は を は を は を を は を は を を は を を は を を は を を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	動務に耐えうるかどうかを 主治医の診断書や校長の意 見等から総合的に判断す る。	なし	なし	復職時に対対が増加していた。
14 神奈川県	県立学校に勤務する 職員及び県費負担教 職員のうち、心身の故 障に比り休職中の職員 で、これを行うことを申 し出た者	なし	・心身の故障により体職中の職員の円滑な復職を図るため、治療の一環として、所属する職場において職場復帰のためのリハビデーションを行う。職場リハビリテーションの期間は、3か月以内の期間で、主治医の意見に基づ。職場が中し出た期間とする。・職場リハビリテーションの実施及びその内容は、主治医と協議のうえ、校長が決定する。	3か月以内	場リハビリテー ション実施中の	主治医 主治医以外の医師1 名	一般疾患については、主に 傷病の回復状況 精神疾患については、回復 状況のほかに本人の意欲、 業務適性等を総合的に勘案 し刊断	過報告書、診断書、勤	勤務、かつ、健 康の措置判断 が下されるまで	の措置を行って
15 新潟県	【対象職員】 県立学校教職員 県立学校教職員 ・休職の発令を受け ・3年以上にわたり病 ・5年以上にわたり病 ・5年以上にわたり病 ・6年以上におりる教職員 ・5年以上におり、 ・5年以上によりたり ・5年以上によりたり、 ・5年以上により、 ・5年以上により、 ・5年以上により、 ・5年以上により、 ・5年以上により、 ・5年以上により、 ・5年以上により、 ・5年以上により、 ・5年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・6年以上により、 ・7年以上により、 ・7年以上により、 ・7年以上により、 ・7年以上により、 ・7年以上により、 ・7年以上により、 ・7年以上により、 ・7年以上により、 ・7年以上により、 ・7年以上により、 ・7年以上により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年により、 ・7年によ	なし	【試し出動の実施場所】 該し出動者の在籍所属 (遠に出動の実施用務例(事務職員の場合)】 ・第1段階…職場の雰囲気に慣れる。(週2日・2時間程度) ・第2段階…職場・仕事の内容に慣れる。(週3日・3~4時間) ・第3段階…職場・仕事の内容に慣れる。(毎日・3~6時間) ・第4段階…職場・仕事の内容に慣れる。(毎日・3~6時間) ・第4段階…職場後帰に向けて具体的な準備を行う。(毎日・4時間~正規の勤務時間)	実施期間は原 則として4週間		医師(2名)	医師の診断書	復職後、保健師の学校訪問や電話等により、 状況を把握している。	状況により個 別に判断	状況により傾 別に判断
16 富山県	富山県公立学校教 職員において病気休 職から復職する者	な 原則、宝にのでは、 原のでは、 なり、 はいなり、 はい に に 判断	職場復帰に向けた支援の流れとしては、①療養に専念す る時期 ②職場復帰の準備を始める時期 ③飲し出動を行う時期 ③職債保保に向けた最終調整を行う時期 ⑤職 場復帰後のフォローアップの時期としている。 (③試し出動を行う時期に行う支援計画の例 例1)3度階で ゆってりと ・切別皮階(数時間から半日程度の勤務) ・規制の設備とは一の時間と度の勤務) ・最終段階に半日へ時間度度の勤務) ・最終段階に現の時間による勤務) 例2)4段階できめ細かく ・第1段階(職場の雰囲気に慣れる) ・第2段階(職場の雰囲気に慣れる) ・第2段階(職場の雰囲気に慣れる) ・第3段階(さまざまな職務を行う) ・第4段階(機場の場合)	本人の状況に合わせて実施	なし	主治医、他医師1名 の計2名	・復職のための「試し出勤」 の状況 ・医師の診断(2名)	学校長や事務長の面談	状況により個別 に判断	個々の状況に 応じて必要な をしてい る。
17 石川県	事務職員等	あり	復職後、3月の勤務軽減プログラムを実施している。	3月間(延長 可)	なし	人事課福利厚生室 所管の健康審査会 の「精神部会」委員 である医師	医師の診断	C(B)の判定を受けている者を審査会に提出し、 その判定に応じて必要 な措置を行う。	区分がDとなる	所属に原因が ある場合等は 配慮を行う。

	1 復職支援プログラムに	こついて			2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について			
都道府県 指定都市	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその 勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対 する公費によ る保険措置	(1)復職を判断する にあたって教育委員 会事務局職員以外 で審査等を担当する 者	(2)復職を判断するにあたっ ての主な基準	(1)復職後の経過観察の 内容	(2)復職後の経 過観察の実施 期間	(3)復職後の人 事配置等の配 慮	
18 福井県	○原立学校の事務職員 原本学校の事務職員 原本のでは、知事 見については、知事 見については、知事 でいる。 新報気体のにしている。 が 報気をしている。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	なし	・第)選:1日の従事時間2時間程度、出動に慣れる、定型的な軽業務 ・第2選:1日の従事時間4時間程度、職場に慣れる、定型的な軽業計 第3選:1日の従事時間6時間程度、職場に慣れる、補助的な軽素移 第3選:1日の従事時間6時間程度、仕事に慣れる、補助的な業務 ・第3選:1日の従事時間7時間45分、通常勤務に慣れる、後帰した場合の業務	の要問し、実必れは囲いであためられば、大いのである。動況から、動況から、動況から、大いでである。が、いって、大いで、いって、ないが、いって、いって、いって、いって、いって、いって、いって、いって、いって、いって	対保傷人の一致になった。 一致の一致の一致の一致の一致の一致の一致の一致の一致の一致の一致の一致の一致の一	医知事部局人事担	・病状の回復状態と職務遂行能力の回復状態	所属長およびメンタルケア専門員によるフォロー アップ		適にない。 適に復動は に復動は に復動はを 変い。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	
19 山梨県	山梨命原体を 自動性である。 田梨の生命を である。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		実施場所は、対象者の元の所属とするが、元の所属に不 適合等がある場合はこの限りではない。 内容は、出動に償れるための出動訓練から始まり、学校、 仕事、授業等に償れ、復帰のための準備まで段階的に計 画し実施する。	より変更又は	を被保険者と	主治医、県教委衛生管理医	①本人が職場復帰に対して 十分な意欲を持っていること ②生活リズム市強立していること ③一人で安全に通動できる こと 例の恐れがないこと、また、通 級で制薬などが確実に行われること の要な行うための特総か、 集中力・体力があること ⑥必要な程度に対人関係が 改善されていること	話等で本人の状況を把握 ※必要時、衛生管理 医・本人・管理職・人事	本人人の所名、世界の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人	するとともに、 所属長は、対	
20 長野県	・ 果教育委員会事等学の 局、教育委員会事等学の 技、特別支援 政職員 ・ 小中学校政職員員で市 町村教育委職員会が 佐頼を受けた職員 上記のうち精中疾患 により休職等している 職員で希望する者	なし	①集団リハビリテーション 県庁内 ・集団精神療法(リラクゼーション・生活技能訓練等) ・機能授業 ②職場リハビリテーション 在籍する所属(校) ・授業参観、清掃指導等、学習指導案づくり ・授業の実施 ・時間とおりの授業実施 ・授業の他に校務分挙等時間どおりの職務の実施	①8回 ②8週間	なし		①前末及び職務能力が職 損復帰するに適した状態に 本当に回復しているか。 ②職場復帰に向けて意欲は 十分か。 ③復帰後、体力的に他の教 職員と遜色な(勤務できるか。 ④身体が領立か)。 ④自分が精神神経系失患に 罹患したことが向きに捉え 今後の職務に活かしていける ⑤3ストレスに対して対処できるか。 ⑩職場の受入れ体制が整備 されているか	3か月に1回、所属長から状況報告で審査を提出。 健康審査会が行っている(小・中学校 は除く。)。	ÆL	所属長が主 治医と連携し、 本人の職務を 関ってい る。	
21 岐阜県	能障害が残るものに限	審査の資料としてプログ	 実施内容:第1~5段階に分けて段階的に実施時間、プログラム内容を充実させていき、復職後の職務に慣らしていくもの。 実施場所:対象職員が所属する職場 	2か月以上 (40日間以上)	互助組合事業	審査会の第2部会 (精神・神経系疾患	保健審査会第2部会(精神・神経系疾患担当)での審析 金会は、審査委員(精神・ 医)3名により対象者の表 医)3名により対象者の事態 繁を行った委員の審審議によ る。 第3部会(機能障害の残る 一般疾病担当)は審査会で の審議による。	から経過報告書を提出 ②復職後、健康相談を 実施 (①、②とも小・中学校を	職員の状況に 応じて、必要な 期間	なし	
22 静岡県	県立学校教職員、 東立学校表 東立学校県 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	者及び休職 中の者	職場復帰訓練(訓練対象職員の在籍する学校)	患により特別 休暇を取した は休職した ・特別休暇 び休職の期間 び休職の期間	を被保険保 (集) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を	健康審査会委員(精 神科医)	・快まった勤務日・時間に就 分・特別を からない。 ・ の が ・ が ・ は で が の が ・ が ・ が ・ が ら が ・ が う が 。 が う が 。 が う が 。 が う が 。 が 。 が 。	て、職務復帰後1月程度	な し	特記事項なし	
23 愛知県	安定し、プログラムを	(プログラム 実施の結果 は復職審査	内容: 対象教職員が体職前に従事していた職務を考慮して、主治医と相談のうみ決定。 切期段階から多大な負荷が かからないよう段階的な内容とする。 実施場所: 原則、対象教職員が所属する公立学校		険)	原教育委員会が委 嘱した医師2名	本人、家族、管理職との 面談で、疾病の回復へのという。 面談で、残病の回復へのという。 のない。 のない。 をいう。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 をという。 のない。 をという。 のない。 をという。 のない。 をという。 のない。 をという。 をという。 をという。 をという。 をという。 をという。 をという。 をという。 をという。 をという。 をという。 をという。 をという。 をという。 をという。 をという。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる	後措置の内容により、当保護 該校長が年成する後保護 港計画に基づく後保護 を実施できる。 ・後保応じて、シフが存金 ・後保応となって、シフが存金 職及び本人と面談を実施及び本人と	だし、必要に応じて3カ月の節	いた学校に配	
24 三重県	①休職者 ②3か月以上の休暇者	及委長が見るない。 とのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般		程度	①②共通:なし	医)、専門医以外の 委員(県立学校長代	・審査会の答申決議は、原 則として全員一級とする。 ・ただし、意見が分かれる は、多数の意見をもって審 査会の答申とする。	12か月後の報告を学校 長から受けるようにして		・原則、所媒な でいた学校へ ・職場を係って ・職場復帰する ・職場復帰する ・であたり、復職 ・であたり、後 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・できる。 ・できる。 ・できる。 ・できる。	

	1 復職支援プログラム	こついて			2 復職の判断につい	τ	3 復職後の経過観察について			
都道府県 指定都市	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその 勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対 する公費によ る保険措置	(1)復職を判断する にあたって教育委員 会事務局職員以外 で審査等を担当する 者	(2)復職を判断するにあたっ ての主な基準	(1)復職後の経過観察の 内容	(2)復職後の経 過観察の実施 期間	(3)復職後の人 事配置等の配 慮
25 滋賀県	県立学校、県教育県県立学校、県教育県 員会事務局制設的する 教職員、(市町立学 、企業を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	なし	①蕨養中のケア:主治医との協議 ②試し出勤の実施 - 所属長は対象職員の療養期間、職種、担当業務および 職場の状況等を総合的に勘案し、「試し出動実施計画書」 を作成し、実施する。 - 試し出動実施後は主治医による職場復帰可否判断を行 い、その後、産業医(精神科)の面談を行う。 ③復職支援調整会の開催 ④復職後の相談		②のみ公費に より傷害保険 に加入する。	医師2名	医師2名の診断	·勤務軽減措置 ·相談事業	・動作を ・動作 ・動作 ・動作 ・動作 ・動作 ・動作 ・動作 ・動作	特記事項なし
26 京都府	「書」に対している。 「特に大いては、 特に大いては、 特に大いては、 特に大いては、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	なし	開始当初は、自宅と職場を往復すること自体が、対象教 職員にとって負担となるため、ます、通勤に慣れることから 始め、軽めの作業を短時間行うことで職場に償れることを 自的とする。 その後、徐々に作業時間を延ばして職場に慣れていべと ともに、作業の質、量についても徐々にレベルを上げてい き、最終的には正規勤務と同じ作業時間となるよう計画す る。	ただし、必要と認める場合	の災害等を保 証する保険制 度に、府の負	名は国公立病院等 に勤務する者)	・競労意欲があること ・所定の勤務時間における 勤務が可能な状態であり、 毎日、確実に出勤できること	校長は、対象教験に 放験場と の職場を帰が決定した 動場を保証 し、教育長年さる。 主た、必要に応じて職場神 科医から、対象教職員と ともに助言指導等を受けることができる。	な し	学かした。 学校、職権の を しかし、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 のの、 のの
27 大阪府	精神疾患により休職している府立学校に勤 務する事務職員	なし	大阪府立職場復帰支援プログラムに基づき、各校において、主治医、産業医と連携を図りながら病気体業から職場 復帰後までのフォローアップを実施	各校が決定	なし	医師2名	医師2名の診断	精神疾患により休職していた教員に対して、校長が職務遂行状況の把握と復職後の状況を主治医から聞き取りを行い、教育委員会に報告するものとしている。	1か月	所属していた 学校に配置す る。
28 兵庫県	県立学校教職員及 び県費負担教職員で 病気休暇・休職者	なし	職場の環境や勤務に慣れるためのプログラム。 対象者の所属する職場において、段階的に行う。 ・同僚等とコミュニケーションをとる ・補助的作業 ・通常職務の準備	職場復帰約 2ヶ月前から原 則として4週間	(財)学校厚生	精神科医3名	・医師2名(うち1名は国立または公立の病院または、これと同等と認める医療機関に 動務する医師)の診断書と校長の副申書により、病気 体暇取得師の状況まで快復しているかをケースごとに確認し、復職を判断する。	健康管理審査会で審査	復職1か月後、2か月後、3か月後、6か月後、6か月後	なし
29 奈良県	精神疾患による体職 期間が1年を超え、復 職の意思を示すととも に復帰訓練を希望す る者	なし	・所属長及び主治医の意見を聴いてその内容を定め、休 職者自らの願い出によりその所属する学校において所属 長の指導のもとで行う。 ・学校へ足を選ばせる。 ・管理機一同僚とのコミューケーションを図る。 ・管理機一環れるために簡単な文書を作成したり、校務 分学上の仕事をする。	3か月	なし	奈良県教員メンタ ルヘルスに関する審 査会 ・精神疾患に関する 者 ・その他教育長が適 当と認める者	医節の診断書、なお復帰 訓練を実施した場合は、観 察記録等も参考にする。	なし	なし	なし
30 和歌山県	和歌山県教職員権 廉審査会において、 確認作業の指導区分 判定を受けた者	あり	動務校において、段階的に授業参観、事務作業、会議 への出席、教材研究等を行う。本人と校長、市町村教育委 員会が相談し、内容を決めている。	原則として、4 週間	あり(互助会負担)	医師4名(精神科医 2名、保健所長1名、 内科医1名)	復職審査(審査会1) → 主治 医の意見(通除状況、現底、 診断、処力が要との面談 本人及び管理職との面談 生等)、1か1の確認作業 実施 復職審査(審査会3) → 面談 後職審査(審査会3) → 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	校長が、勤務校における勤務状況全般について観察するとともに、 左記書査会で審査	3カ月	なし
31 鳥取県	県教育委員会事務 局職員、県立学校教職員及び県費負担教職員のうち精神性疾 患による休職者	あり	所属長が開催する復職支援検討会(主治医、本人、所属 長、教育委員会担当者が参加)により個別に訓練計画を作 別練は徐々に内容(量・質とも)を増やし無理のないよう 進める。 本人の職場で実施	原則4週間	あり(公費)	医師	以下の報告を基に、健康管理区分を決定 ・診断書 ・健康管理区分変更申請書 ・本人面接審査 ・職場復帰訓練終了報告書 等	校長が勤務校における勤務状況全般について観察するとともに健康 管理審査会において経 過審査を行う。	特に期間は 設けず、経過報 査により個別に 決定している。	職を原則とす
32 島根県	島根県教育委員員 が任命、教育委員会 が任命、教育委員会 最多 最多 最高 最高 の 間題により休職等	なし	・実施場所:原則として対象者の所属所・実施内容・職場復帰後の職務内容に準拠して、段階的に 訓練を行う。 く支援プログラムの手順とポイント> I支援プログラムの手順とポイント> I支援プログラムの計画立案: ・本人が職場へ出かけるという行為を、日常的にできること。 管理監督者は、本人と話し合い、実施計画を立てる。 II支援プログラムの開始: ①職場の状況を把握する。 ②状況をかなた判断である。 ③別職員との関わりをもつ。 ③児童生徒の関わりをもつ。 即支援プログラムの見直し・ 実施内容等については、本人の意見を反映し、悪化防止への配慮を行うこと。	実施期間:原 則3か月以内と する。 ただし、病状 により計画の 更(短縮、延行 うことができる。	員:互助会負担、互助会員	精神科を専門とす る医師	事務処理を滞りなく行えるか どうか	所属長は職場復帰後 の病気を確認し、無数 たの配慮等により再予 時門カウンセを時間により 専門カウンセを時間による が が は が は が は に よ の に よ の に の に が に が を 行 う 、 専門の クン と や に が を 行 る が に が を 行 る ら の に の に の に の に の に の に の に の に の に の	なし	主治医等の意見を踏まえ、 所属と影が本人。 所属としてがら を確認しながら 負担軽減を図る。
33 岡山県	岡山県教職員健康 診断審査委員会にお いて、精神疾患等によ りべて、 が体職していると判定 された者	て、対象者 全員実施	・補助的作業、指導案の作成、授業参製、給食清掃指導、授業実施等 ・所属長と対象者及び主治医とで十分協議し、後職プログラム計画を作成する。また、精神科医・臨床心理土からなる メンタルヘルス部会において、本人と所属長を含めて面接 を行い、各関のが荒に応じ計画を作成する。 ・実施場所については、原則所属で行う。	原則4週間の(実施期間の上限は3か月)	あり ・普頭 傷 客 : 死害 と,000万円 伝 ・険 備 の 後 選 で ・	岡山県教職員健康 診断審査委員会 ・保健所長 ・精神原長 ・精神原長 ・保神所長 ・医師	岡山県教職員健康診断審 室委員会で指導区分が「要 休業」(勤務を休む必要があ るもの)以外と判定される の (本人面接、委員による事 前診察、復職診断書等によ り判定)	等を実施し、復職後状 況報告書を作成する。メ ンタルヘルス部会は、そ の報告書により状況を	復職日から換算して6か月経	配慮はないが、

	1 復職支援プログラム	こついて			2 復職の判断につい	C	3 復職後の経過観察について			
都道府県 指定都市	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその 勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対 する公費によ る保険措置	(1)復職を判断する にあたって教育委員 会事務局職員以外 で審査等を担当する 者	(2)復職を判断するにあたっ ての主な基準	(1)復職後の経過観察の 内容	(2)復職後の経 過観察の実施 期間	(3)復職後の人 事配置等の配 慮
34 広島県	特神疾患による病気体職者	あり	①休職開始時及びその後3か月ごとに状況を把握し、必要に応じて、助言等を行う。 ②佐職しようとする場合、原則として、所属校で試験的勤務 を実施する。	休職期間中	対し自宅出発 から勤務宅 が帰宅まで 償 ・普通傷害保	一般審查会の表 所科,外專可科, 所科, 外科專 等一級 一般 等一級 等一級 等一級 等一級 等一級 等一級 等一級 等一級	主治医の診断書、所属校 での試験的勤務の出接を 場合の出接を 考に個別に判断する。	校務分掌の軽減や相 放ともは、耐勢を図る 診ともは、耐勢を図る 後職後の1か月の状況 を把握する。	1か月	本人の健康 状態に応じて、 個別に検討す る。
35 山口県	県教育委員会が任 命する職員のうち、精 神・神経系疾患のため 休職を命じた者又は 病気休暇の承認を受 けた者	なし	職場の環境や勤務に慣れるためのプログラム・ 体・職・網・株 いの「1カ月程度」をかけて復職準備を行う。 ・実施場所は該当者の勤務公署 ・プログラムは、状況に応じて段階的に実施し、最終段階で は通常の勤務と同じレベルに到達することを目指す。	1か月程度	復職プログラ ム実施中は保 険措置あり	医師2名(1名は国 立若しくは公立機関 の医師)	一日の通常業務を滞りなく 行えるかどうか	所属長が面談等により 状況を把握するとともに 勤務状況等を県教育委 員会に報告する。		なし
36 徳島県	精神性疾患により病 気体眼中(連続30日 気体眼中の海状が多定 体職中で病状が安定 し、職務復帰を希望す る教職員		所属校(勤務場所)において、当該休職者の病気の内 等、休職等の期間、担当業務及び職場の状況等を総合的 に勘案し、所属長が当該休職者等及び主治版と協議して 定める。	1か月。なお、当のは、当のは、当のは、当のになり、日のになり、日のになり、日のになり、日のには、日のには、日のには、日のには、日のには、日のには、日のには、日のには	傷害保険に 加入	長3名に加え、医師5 名(精神科、心療内 科、産業医)、臨床	事務職員の職務復帰プログラムについては教育職員同様希望制であり、1か月の 可が多込を実施できれば復職となり、特に詳細な基準はなし、教育政策課主管)。	の実施後復帰審査会を 必要とせず、復帰する。	職については、 1、3、6か月後 休暇からの復 帰については、	なし
37 香川県	(平成27年1月1日より、教育職員と同様に実施) 東教育委員会の任命に係る事務員(再任日職員、臨時的任任日職員、臨時的任任財職員、第5年第3条第3章、15年第3年第3年第3年第3年第3年第3年第3年第3年第3年第3年第3年第3年第3年	ない職場をはいるというないないでは、不可能をはいるというでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	・原則として、4週間とし、休職者が所属する学校において	原則として、4週間	会が「普通傷び 害保険」及 「施設賠償 任保険」に加	職員健康審査会」に	職場復帰プログラム中の勤 務状況に関する校長の意見 や主治医等の医師の診断結 果を踏まえ、業務遂行の可 否を総合的に判断する。	本人からの「健康状況報告書」に所属長の資		本人にとって、お務校を変われている。本人にとって、ままない。人では、大きないは、人をを配慮している。
38 愛媛県	精神疾患により休職 している公立学校教 職員	なし	①休職者及び主治医の同意を得てシステムを運用 ②教職員復職サポートチーム(休職者及び所属職場の支 援)と学校(職及技療)(休職者の職者傾向の支援)が連続 しながら、休職中から復職後までの継続した支援を実施 ③復職前、休職者の不安軽減を目的に「リハビリ出勤」を所 属校で10ヶ月実施 の復職後、対象者の負担軽減を目的に「復職サポート職員 (非常勤職員)を1か月設置 ※サポートゲーム構成員:産業医、精神科医、臨床心理士 及び保健師	(リハビリ出勤		産業医	回復の程度 主治医の意見 本人の意思	復職した3か月後及び 6か月後、所属長後、所属長が報 ポートチームに復職 の状況を報告する。 サポートナーン構成 が、必要に応じて本人 等と面談する。		所属していたす 学校に配置 特殊した なお、お、お、お、お、お、お、は、お、は、お、体 を出る、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、
39 高知県	る病気休暇に限る。 ただし、県教育長が 特に必要と認める場合	円滑な職場 円滑を を で を で の が は に で の が の が の が の の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の の の が の の の の の の の の の の の の の	①流れ ・本人からの顧出に基づき、学校長経由で県教育長への 必要書類の提出のあった者で実施許可となった場合、実施計画書に沿って所属校で実施する。 ・プログラム参了後、4のを継承*対策委員会は本人との面談を行い、復帰にあたっての留意事項等をアドバイスするとともに復帰可否について県教育長に意見具申する。②内容 第1ステップ(学校内雰囲気に傾れる(半日程度)] 第2ステップ(学校史括に適応する(児童生徒の在校している時間帯)] 第3ステップ[平常の勤務に慣れる(児童生徒の在校している時間帯)] 第4ステップ[担当校務を全てこなす(正規の勤務時間帯)]	の健康対策委 員会が必要と 認めた場合は	実施期間中、 傷害保険に加 入することとし 県教育委員会	策委員会」の委員 ○公立学校教職員 の疾患(主として精 神疾患)に関するこ	○職場復帰サポートシステム実施時に上記委員会委員	う。また、県教育長が必要と認める場合は、勤務 状況報告書を県教育長	随時	特になし
40 福岡県	精神神経系疾患による休職者	あり	・休職者の所属長が主治医・休職者及びその家族等と訓練実施時期や訓練内容等を十分協議し訓練実施計画書を作成する。 ・実施場所は当該所属にて行う。 ・実施場所は当該所属にて行う。 ・実施時期を4つ程度に区分し段階的に訓練を行う。	ときは4週間以 上8週間以内	練中の事故等 に対する補償 のため傷害保 険に加入。	福岡電楽会委員身体 権富商県教養委員身体 (福岡県教養委員員は、体 福岡県教養委員員別、 (福岡県教養委員員別、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京)、 (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (別・具体的に判断を行うた め、復職を判断する基準を	なし	なし	なし
41 佐賀県	又は一般疾病により休 職している教職員のう	の状況は審 査委員会の 復職判定の	「佐賀県教育関係職員の休職及び復職に係る保健管理 要綱」に基づき、所属校で段階的な復帰訓練を実施 本人の希望に基づき、審査委員会・書朝審査を行い、そ の結果「訓練することに支障がない」と認められた後に実施 所属長は民態的な復帰訓練計画を本人と協議し作成。 訓練の実施に当たっては主治医と連絡を取り、計画の調整 ペプログラ人例シ 第一段階 職場に関れる時期 3~4時間 第二段階 機場に関れる時期 3~4時間 第二段階 像々に時間を増やす 4時間〜フルタイム 第三段階 像帰に関れる時期 3~4時間 フルタイム	2か月程度	職場保有の場合を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	嘱託精神科医(審査 委員)	・意欲が十分あるかどうか。 ・通勤時間帯に安全に通勤 できるかとうか。 ・フルタイムの勤務ができる 体力があるかどうか。 ・業務に必要な作業ができる かとうか。 ・被労が翌日までに回復す るかどうか	復帰後、2週間の就労 状況は報告書の提出を むせいる。その後も3 か月ごとに病状や就労 状況を把握している。	過程をは、3か月という。 日ごとは、1000年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	る ・復職後は管理 区分をB1 「勤 務の制限を加 える必要があ

	1 復職支援プログラムに	こついて			2 復職の判断につい	· ·	3 復職後の経過観察について			
都道府県 指定都市	(1)対象者	(2)復職にあ たって受講 を必ず求め ているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその 勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対 する公費によ る保険措置	(1)復職を判断する にあたって教育委員 会事務局職員以外 で審査等を担当する 者	(2)復職を判断するにあたっ ての主な基準	(1)復職後の経過観察の 内容	(2)復職後の経 過観察の実施 期間	(3)復職後の人 事配置等の配 慮
42 長崎県	復職審査会に諮る精神性疾患で休職中の教職員で、復職訓練の実施に同意し、かつた治医の同意を得た		在籍校の校長が、学校における復職訓練の内容について、該当職員との面談を十分に行い、主治医と相談して計画する。 (訓練内容例:事務職員) 1 第一段階(文書整理・出勤簿整理・福利厚生事務等)4 - 名時間 3 第三段階(文書整理・出勤簿整理・福利厚生事務等)4 - 名時間 4 第四段階(近書整理・出勤簿整理・福利厚生事務・所費事務等)6 - 8時間 4 第四段階(通常の業務に合わせた補助等)通常の勤務時間		な し	接飾		学校における支援を 総称的に行う学校前週間で 総称的に行う学校前週間で ととして、学校前週間で ど機会をとらえて経過 製を続けている。	なし	(作) を (を) を (を) を (を) を (を) を) を (を) を) を
43 熊本県	熊本県教育委員会 の任命に係る職員のうち精神神経系疾患等 により休職中の者	なし	所属する学校において、徐々に休職者を職場に適応させる必要があることから。 訓練内容をおおよそ・週間ごとに 4段階に分けて実施し、比較的やさしい仕事を置て、徐々に本来の職務内容に近づけるようそれぞれのステップに目標を定め、段階的に訓練を実施する。	原則4週間	なし	·学資医経験者 ·関係行政機関職員	医学的にみて、職務に対する健康上の適否 ・主治医の診断書 ・所属長の所見 ・訓練の報告書 ・面談	なし	なし	精は は は は は は は は は は は は は は
44 大分県	精神疾患により休職 を命じられた教職員	あり	精神科医4名で構成された健康診断審議会において、以下の日程で丁寧に審議し復職に向けての支援をしている。 ①復職希望の書類審査(健康診断審議会) ②復職訓練1月目・・・ 湿時間の勤務から始める(各学校に 3)復職訓練1月目・・・ 湿時間の勤務から始める(各学校に 3)復職訓練3月目・・・ 治常勤務・ 3)復職訓練3月・・・ 分業務担当 復職最終審議(健康診断審議会) ※3か月の復職訓練で足りない場合は延長したり、きちんと動務できない時には再度休職に戻し療養させる場合もある。	支援期間は、3か月の復職 3か月の復職 訓練を含み5か 月にわたる。	なし	健康診斯審議会を 構成する精神科医4 名	・復職弾備期間中の面接時 からの快復度合い。 ・教員としての職務に耐えう る状態まで快復しているか。	・ころのコンシェルジュ (本年度11名設置)の学 校訪問時の個人面談 ・教育人事課から校長 ・の経過観察依頼 ・福利課保管域に3 付 康彦師時の個人面談 以上のような対応により ケアしている。	校訪問の際に は、管理職へ 様子を聞くよう	なし
45 宮崎県	宮崎県教育委員会の任命に係わる教職員	あり(精神 性疾患によ り 作職 中の 者)	原則とて4週間と、目的に広じた4段階で実施 ・第1段階 学校の雰囲気に慣れる。 ・第2段階 仕事の内容に関れる。 ・第3段階 投棄に潰れる(教諭の場合)。 ・第4段階 接乗に潰れる(教諭の場合)。 ・界4段階 職機(帰に向けて具体的な準備を行う。 実施場所は体職者の所属校	原則4週間	あき 一次 大学 一次	医師を委員とした 疾病審査会	-主治医の診断 ・復職支援プログラムの実施 状況 ・精神疾患となった要因の欠 如	表情や行動が安定しているから、 でいるからして助務がしているから、 ではなをもって助務がしているから、 ではなるからして助務がしているか。 で行っているか。 で行っているか。 の一般な声ができるが、 の大の内容で経過観察を はいるか、 の内容で経過観察を 体質を で経過観察を 体質を を を を を を を を を を を を を を を を を を	状況に応じて 所属校で判断	所属して配管学校に配置等と を被されたする。主治しつつ、人 の連携とがながら の連携とながなら の連携を がながら の の の の の の の の の の の の の
46 鹿児島県	鹿児島県教育令 会の民命教育委学会 職員及び教育委員 事務局職員書等であっ で休職中の職員(希望 者のみ)	なし	希望する職員が、勤務する所属において、所属長の指導 の下に試行的に勤務する。	原則として、4 週間	通常支給され	委員として医師を任	主な基準として、 1 現在の職場へ戻る前提 で復職が可能かどうか。 2 主治医の診断が復職可 能と判断されているか。 以上のようなことを総合的 に判断している。	なし	なし	特別な配慮は 行っていない。
47 沖縄県	精神性疾患により休 職した教職員	なし	職場復帰前支援プログラム(復帰訓練)と職場復帰後支援プログラム(償店し勤務)があり、実施場所はいずれも対象者の所属校である。	復帰訓練と 慣らし勤務の いずれも原則4 週間	公費で傷害保険に加入	医師	医師二人(うち一人は公立 病院の医師)の診断書及び 産業医の意見書	なし	なし	職場では 壊場である。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
48 札幌市	利所動部は大きな ・ 大きな ・ 大き	なし	休職前に勤務していた職場において、最初は、短時間で、毎日出勤できる状態をつくり、その後、段階が進むにつれ、負荷を担、最終的には、フルタイムで通常勤務と同程度のことを行う(以下、実施例)。 第1段階・職権の雰囲気に侵利な時期で、1週間行う(1日2〜3時間で、業務内容は文書作成補助、図書管理・整理)。 第2段階・職務を視野に入れた時期で、2週間程度行う(1日4時間で、業務内容は、補助的作業、会議参加。 第3段階・職務を誤野に入れた時期で、2週間程度行う(1日4時間で、業務内容は、補助的作業、会議参加。 第3段階・職務を実際を視野に入れる時期で、2週間程度行う(1日5〜8時間)。	週間程度(通 常は、8~12週 間程度行う場	なし		・指定医師による面談・職場リハビリの実施状況これらを踏まえて、審査会に		職員の状況に 応じて、必要な 期間	健康・ 産産を 変変を 変変を 変数で のでした 特世で、 を 変数で ので ので ので ので ので ので ので ので ので の
49 仙台市	より職場リハビリを実施 することが適当と判断 「対象職員」 仙台市立学校職員 仙台市立学校職員 個局職員 (対象内容] 「対象内容」 「新気休職者、及び1月 超の病気休暇中の者	により個別	間程度の期間、現任校において4時間、6時間、フルタイム と段階的に勤務時間を延長し、本来業務への円滑な復職	①慣らし勤務 3~6週間程度 ②リワーク研修 6~8週間程度	傷害保険に、 自己負担で加 入することを勧 めている。	主治医産業医	医師2人(主治医・産業医) の診断や慣らし勤務の状況 等を踏まえ、総合的に判断 する。			現任を原則と を原則と を原則と を原則と をを をの所え、 、主の所え、 での見必 のので でのでのので でのでいる。
50 さいたま市	精神疾患による休職 者	あり	復職前に職場(学校)に適応させるため、あいさつに始ま り、校務事務などの内容を勤務校において行う。	4週間	なし	さいたま市教職員 健康審査会委員(医 師10名)	さいたま市教職員健康審 査会の答申による	3か月ごとの報告 ①医師の診断書 ②校長による観察報告 書	個別に審査 会答申による期間	特になし

	1 復職支援プログラムについて						·	3 復職後の経過観察について		
都道府県 指定都市	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその 勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対 する公費によ る保険措置		(2)復職を判断するにあたっ ての主な基準	内容	(2)復職後の経 過観察の実施 期間	慮
51 千葉市	体職・病気体暇中で 主治医なりリットジリ出 勤可」の診断を受けた 職員	(休職者の、 、業に 、業に 、業に不することも 、ままで 、ままで 、ままで 、ままで 、ままで 、ままで 、ままで とも 、ままで 、ままで 、ままで 、ままで 、ままで もっ。 まる。 まる。 まる。 もる。 もる。 もる。 もる。 もる。 もる。 もる。 もる。 もる。 も	前面該及び復職調整会議(出席者、職員、上司、人事担当、産業医、産業保験なみの力を行い、各限係者が情報 共有しながら、産業医主導の元、当該職員に合わせた支援を行っている。 第1段階・職場環境に慣れる(週5日、2時間程度) 第2段階・仕事の内容になれる。 軽度な業務補助(週5日、4時間程度) 第3段階・復帰後の勤務を想定した業務補助 (週5日、フルタイム) ※基本は第3段階の形で実施しているが、必要に応じて 慣らし方を緩やかにした方がい、場合や長期間の 場合は和段階に分けて実施することもある。	に応じが3ヶ月と 市が3ヶ月と で103ヶ月と よるる。 り) 「有者】 月体駅却 1~有の合われませて は、 1~有の合われませて は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		定を受け、人事担当 者が最終的な決定 を行う。	【休職者】 主治医からの診断書、ハビ リ出勤の実施結果。産業医と の復職前而診たどの状況を 健康審査会が総合的に審 査・制定を行う。	判断により、未実施となることや、2回目の復職後面談を実施することもある)	職前面談時に判断。	や面業員話性長等い、軽減と何の産職とした。大変を担め、所分を担めている。という、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では
52 川崎市	業者で 主治区 産業	務づけては いないが、 復職審査の 際に実施状	職場後傷のための教職員リハビリテーションプランを作 成、リハビリの時間、内容等については、本人、所属長及 び主治医又は産業医等の間で、協議して決定する。リハビ リを実施する場所は、原則として所属する職場とする。ただ し、これにより難い場合は、本人、所属長及び主治医又は 産業医の間で、協議して決定する。	帰の観点から、 試行的に、おおむね復職の1 か月前からフル タイムを実施する	る保いをは、実等ないのでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、ためいのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、これでは、これでは、では、これでは、では、で	会関係以外では、市 職員の医師(様々な 診療科の医師が参 加)、川崎市関係部	制念) リンドリの仕追 産業	面談等により、復職後 の状態について把握 し、ケアを行う。	プと、1か 月、3か月、6か 月、5か月、5か 月 する。状況に一 り、を 随 よっ り、を 随 ま ま る。 り、 を 裏 に あ り、 る。 が れ っ り、 る。 が れ っ り、 つ り た り た り り た り た う 。 は り る 。 ら 。 ら 。 ら 。 り ち る 。 ら 。 り る 。 と り と り と り と り と り と り と り と り と り と	復帰時に職 務軽減等の配 慮が必要となる
53 横浜市	精神疾患で休職している教職員	を改正し、 平成25年10	原則として所属校で実施、出勤訓練から始め、事務作業、児童・生徒と接するまでを股節に16万。ブログラムの作成から教職員健康相談をのソーシャルワーカーや精神科専門医が相談・助言を行い、学校事情や体職者の状況に合わせて個々に作成している。	原則として、4 週間から8週間	なし	主治医及び横浜市 教職員健康審査会 委員5名	主治医の診断書等の審査 資料をもとに、医師が委員と なっている機氏市教職員健 康審査会により、復職の審 査を行っている。	医師による面談を復職 後、おおむね6か月以	が不要と判断するまで。	特体の場合では、大学などのでは、大学などのでは、大学などのでは、大学などのでは、大学などのでは、大学などのでは、大学などのでは、大学などのでは、大学などのでは、大学などのでは、大学などのでは、大学などのでは、大学などのでは、大学などのでは、大学などのできない。
54 相模原市	市立小学校及び中 学校の教職員のうち、 心身の故障により休職 中の教職員で、これを 行うことを申し出た者		職場リハビリテーションは、原則として所属する学校内で 行う。 ①主治医と連携を図り、段階的に回復に向かえる効果的な 内容とすること。 ②本人、その家族の希望及び主治医の意見を反映させた 内容とすること。 ③補助的な事務及び作業等にすること。	3月を超えな、主に者が明明のませんで、見出たが出来が明明のませんで、見出たが明明のませんが明明のませんが明明のません。	なし	教職員健康審査会 委員(医師5名)	・主治医の診断書結果・教 職員健康審査会の予備審 意(事前面談)による意見書 ・職場リハビリテーション実施 等からの勤務に向けた校長 意見	実施者:産業医・精神科 医・保健師	健康審査会の審議により経 の審議により経 過観察期間が 決定	審議結果に 応じ、勤務時間 や勤務内容の 配慮あり。
55 新潟市	精神性疾患により水 職中で職場復帰に向 けプログラム実施を希 望する者	し出に基づいて行う。復職等の条	①復職に向け意欲を高めら時期 出勤時間に合かせた外出、図書館等での文献研修、コン ビューク操作(事務職員等)教材研究(栄養教諭) 1日3時間(午前)、5日間程度 ②学校になれる時期 〈事務職員〉諸表簿の整理、文書受付事務、文書整 理、通知文書の確認 〈栄養教諭〉体職た上りの準備作成、給食指導参観、諸 表簿の整理、教材研究 1日4時間、5日間程度 ③復帰に向けた具体的準備期間 〈事務職員〉学校財務処理、分掌事務 〈栄養教諭〉恭正並研究、栄養管理、分掌事務 「1日6時間、5日間程度	最短週間 表長3銀円 表長5銀円 表長5銀円 表長5銀円 表長5銀円 変 施中じていることができる。	公費で傷害保険に加入	医学に関する学職 経験を有する者。	健康管理委員会が文書(本 人の願い、医師2名による観察 財書・校長作成による観察 報告・職場復信書・職場を 場合と報行を 場合と 場合と 場合と 場合と 場合と 場合と 場合と 場合と 場合と 場合と	・通院や服薬の状況・身体的な状況		なし
56 静岡市	地方公常時間、昭和3年 東京 (昭和3年) 号に数する 東京 (昭和3年) 号に数する 東京 (昭和3年) 号に数する 東京 (日本) 号に数する (日本) 日本) 日本 東京 (日本) 日本	員て為し医判合市会得長等、のてが断に教のため、育承後指対療環主要た静委認、導対療環主要を静委認、導		1月であ、事教・長 当 要め当長と、を短が 月で成、事教・長 当 要め当長と、を短が 日本観点。背局員は以・長。あと関年では度する いた長た登録性ではまり、長。あと関年では度する が、また、日本では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	公費による保険措置は行っていない。		主治医が職場復職可能と診断していること。 ・海外が職場保付復職) でも開題がない程度まで回 使していること。 ・職務遂行能力が少なくとも ・一、のお程度に回復している こと	- 産業医によるフォロー 面数 ・保健師による経過確認 (校長、教職員課職員)	がなく、職員の 状況に応じて 実施	原則、学校・ 一郎
57 浜松市	流校市教育を学校の任命に係る小学校の任命に係る小学校及び高軟備の任命に係る小学校及び高軟備等員(職債本等等等)(職債本等)(事務)(事務)(事務)(事務)(事務)(事務)(事務)(事務)(事務)(事務	員で、のてが断し、対行と治と、対行と治と、がしてが断し、育本を表し、資本を表し、資本を表し、資本を表し、資本を表し、資本を表し、資本を表し、資本を表し、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が	①精神的な疾患により90日以内の体職している職員及び条件付採用期間中であって90日を超えて180日を超えない私傷病体暇を取得している職員の消耗神の疾患により31日以上の体職中の職員及び条件付き採用期間中であって180日を超えた私傷病体暇中の職員。過去年間に精神的な疾患により私傷病体暇を取得した職員又は体職した職員。	②原則4週間 ※訓練対象者 職員は、訓練 期間において	なし	受け、教育委員会が	・主治医の復職「可」の診断 が出ている。 ・復帰訓練の課程において、 規定以上の日数を休まずに 修了している。 ・規則正しい生活リズムが確 立されている。	訓練中、教育委員会を の保健師が学校訪訪旅 原表を行い、保 員との面部行。 学校訪問時に校長より 本人の体調や訓練の訳 本人の作調や訓練の訳 な でいる。また校 に いる。 を を が に で いる。 を の に の に の に の に の に の に の に の に の に の	期間、経過観察を行う。	原則庁属して復民して復民して復民して復民に合うな主他の場合に合うな主他の形なる。一般の場合にある。一般の場合に対して、人と一般の場合に対していた。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。といるない。というない。といるない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。というない。といるない。というない。といるない。といるない。といるない。といるない。といるない。といるない。といるない。といるない。といるない。といるない。といるない。といるない。といない。とい
58 名古屋市	精神性疾患により休 職中の職員で、その 病状が安定し、かつ復 職準備登校を希望す る教職員	なし	休職中の職員が復職面接前に所属の学校へ試験的に 登校し、対象職員が休職前に従事していた職務を考慮し て、主治医と相談の上、決定した業務を行う。	引き続く5〜 10日間	傷害保険に加入	医、産業医(又は衛 生管理医師)、名古	主治医の復職「可」の診断 書、復職準備登校の実施結 果と学校(園) 長の意見書 産業医(又は衛生管理医 師)が面接で復職「可」の判議 別、名古屋市職員傷病量会 会委員の復職「妥当」の意見	は職場訪問での状況確 認及び衛生管理医師に		超過勤務命令 令やの発令に制 限を加えること がある。

	1 復職支援プログラム	こついて			2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について		
都道府県 指定都市	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその 勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対 する公費によ る保険措置		(2)復職を判断するにあたっ ての主な基準	(1)復職後の経過観察の 内容	(2)復職後の経 過観察の実施 期間	(3)復職後の人 事配置等の配 慮
59 京都市	① 特神・神経系疾患 等で体験中の軟織員 ②病気休職から復職 した勢強闘員 日本教職員 日本教職員 日本教職員 日本教職員 日本教職員 日本教職員 日本教職員 日本教職員 日本教職員 日本教職員 日本教職員 日本教職員 日本教職員 日本教職員 日本教職 日本教職 日本教職 日本教職 日本教職 日本教職 日本教職 日本教職	望する場合 のみ) ②なし(希 望する場合 のみ)	①麻養の一環としてリハビリテーション勤務を実施する。 ②復職者一人に対して必要に応じ週間につき10時間の 範囲内で非常動講師等を措置する。 ③復職者の55、指導困難状態に陥り、そのことに起因して 長期休養等に入った教員の職場優帰に当たり復願時集中 指導を実施する。	①原則1月間 ②最大4月間 ③1年間	①あり(傷害総合保険) ※②、③は、該当しない。	査委員会」が審査等 を担当する。同審査等 会は、医師によって 組織され、教職員が 病気に伴う長期の休 暇を取得をする際、	東部市立学校分権圏要 検養職員書を委員会」では、担当医からの診断書や これまでの治療経過を基に、 「職務に耐えることができる か」「再発の可能点から、復務 の変当性について判断し、 教育長に具申を行う。	所属長が定期的に復 権後の該当職員の状況 把握を行い、必要に応 じて、指導助言を行う。		体職の原因と 体職の原因と な種鑑がある。 な種鑑が助時ではいる。 がある。 なでいる。
60 大阪市		たっては復 職支援事業 を必須とし	第1ステップ: 病気による休業の開始及び休業中のケア・定期的な療養状況の確認 ・走前後との情報交換 ・復職支援事業の説明 ・復職と対する意思の確認 ・復職と対する意思の確認 ・復職に対する意思の確認 ・進路による復職可能の判断・情報交換 第3ステップ: 教育委員会産業医等による面接 ・教育委員会産業医等とる面接 ・教育委員会産業を等による面接 ・教育委員会産業を等との面接実施 ・教育委員会産業をいたの判断 第4ステップ: 健康審査会・復職の可否の決定 ・復職についての判断 第4ステップ: 健康審査会・復職の可否の決定 ・復職の可否に関する意見 第5ステップ: 復職後のプオ・ローアップ ・成業との情趣・配慮の実施 ・成業上の情趣・配慮の実施 ・成業上の配慮が終了するまで)	の自己訓練は	・休職中(復職自 に向司被表 団間中)は、なし	医師)	・本人の状態 ・職場環境 ・主治医の意見(就業可能か どうか) ・産業医等の意見 健康診査会に付議し、得ら れた医う。	・復職を実施は、 ・健職を実施は、 ・健康を実施は、 ・健康を実施は、 ・健康を実施した。 ・健康をは、 ・健康をは、 ・健康をは、 ・健康をは、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、	ね1か月後に産 業実施し、その は概な6か に が り に り い り に り い り の り の り の り の り の り の り り り り り り	業上の措置とし て、勤務時間を 短縮する場合、 臨時職員の配
61 堺市	精神性疾患により療 養のため長期間職場 を離れている所能と考 散場復帰が高と考 えられる程度に回復し た者		○試し出勤 通動練習・事務处理等準備 職員会議への参加等 場所: 現任校	売りる。 ○4週間程度 (個別ケースに より期間調整)	なし	を行った精神保健担 当医の意見書及び	業務を滞かなく行えるかどうか。 の後職支援プログラム(任意)の実施による良極族審査 にる見極族審査・ の場市学校職員健康等審査・ 健推当医の意見・評価 間常生活の定定度、体力の値と、 がより回便後、 、場所の回便後、 の軽快度、集新中力・理解力・ 体力の値を の場所で変職員健康審査 会の判定	・休職の原因となった事 条等への配慮状況・ ・管理職とのコミュニ ・職場の同僚との人間 関係・生徒や保護者との人間 即関係・機務の遂行状況・ ・通路・服業状況・ ・通路・服業状況・ ・その他体調で気になること	学期に1度、原則として1年 原則として1年 間(個別対応は 随時実施)	学校に配置す
62 神戸市	精神疾患等による病 気休暇・休職者	なし	①プレ出勤 所属校において、職場復帰前に一定期間の準備期間を経 験させ、復帰・復職に対する不安の解消を図る。	①約3か月 ②原則4週間	あり(傷害保 険・賠償責任 保険に加入)	産業医	主治医の診断書(復帰可能・本人・校長の評価を基 に審査する。	勤務状況の確認	個別の状況に よる。	なし
63 岡山市	精中疾患等により休 職庁を員費のは、 を を は を の の の の の の の の の の の の の	医の実施可 の判断と 割者への 意により 実施)	学校への在校時間を徐々に伸ばし、4週目には1日在校 できるようにする慣らし勤務で、原則として対象者の所属で 行う。	原則として、4 週間		山市こころの健康セ	医師2人により、当該職員が 復職が可能であるという診断 がなされ、書金をでも同様の 判定がされること	現在の本人の状況 ・校務分常及び授業時数 ・職場での状況 ・通院や服薬の状況 ・身体的な状況 ・精神的な状況 ・対人関係等 所属長の意見 ・現在の状況を3段階で 表してもらう。	復職後3か月 後と6か月後に 「復職後状況報 告書」の提出を 求めている。	所属していた 学校に配置
64 広島市	精神疾患による休 素 者のうた復職希望者 (復職可の診断書が必 要)	<i>3</i> .9	動務校において100時間の学校観察を行う。補助的な業 務等で少しずつ慣れていくことを目指す。	3週間	<i>i</i> kl	- 産業医の資格を有 する医師	・病気が治っているか。再発 の恐れはないの 学校での勤務(児童生徒へ の指導、保護者対応等)が 可能か。	所属校による健康状 態の確認	1年間	・健康・ ・健康・ ・健康・ ・保証・ ・保証・ ・保証・ ・保証・ ・保証・ ・保証・ ・保証・ ・保
65 北九州市	北九州市立学校教職員(大学は除く)のうち、精神神経系疾患により休職中の職員	復帰訓練の結果は「身	・学校長は、職員本人・家族・主治医と十分に協議の上、 実施計画書を作成し、計画に基づき実施する。 ・実施削耐息をつい区分し、段階的に業務を実施する。 ・現職場で実施する。	3ヶ月以内	なし	身体検査審議会(学 職経験者、市職員の 委員10人で構成)	主治医からの診断書及び、実際というできる。 では、身体検査・ では、身体検査・ でも、 の判断を行う。	復職後再発防止に向けて、1ヶ月後、6ヶ月後、 12ヶ月年後と底葉医面 該を行う。		主挽しかないた。 主治つながいたった。 医つ、人と所状人でいたのないできたにいいたのでをたたにいいたった。 ま医にいいできたにいいたのでできたにいいたのでできたにいいたのでできた。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
66 福岡市	精神系疾患で病気 休職中の教育職員		①職場復帰訓練 ・所属長は、訓練の実施時期や内容等について休職者 の言治医、依職者本人、その家族等と十分協議し職場復 帰訓練実施計画書を作成する。 ・徐々に職場に適応させる必要があることから、それぞれ のズテジプの目標に応じ、原則として実施期間を4程度に 区分し段階的に実施する(実施場所:休職者の所属する学 役)。 ②健康管理専門員の配置 ・嘱託保健師2名を教育委員会に配置し、職場復帰訓練 に計画、実施に関する助言や行復職後の健康管理等に関す る助言を行う。	原則として、4 週間	なし	身体検査会委員として委嘱した精神科医 3名	症状が改善し、顧務の遂行に支障がない状態になっているかどうか	嘱託保健師2名を教育 委員会に配置し、復職 委員会に配置し、復職後6か 月間学校前間による健 康管理等の業務を行っ ている。	6か月間	年度 中途所属 中途所属 していたする。 原味は学校 定時に 野裏 動に 記置 事 異別に 感置 の に 配置 する でいる。
67 熊本市	熊本市立学校等に 勤務する教職員のうち、精神神経系疾患 により休職中の者及び 精神神経系疾患以外 の疾患により休職中の 者で精神神経系疾患以外 の疾患により休職疾患 も併せて患っている者	なし	の助言を行う。 所属する学校において、徐々に休職者を職場に適応させる必要があることから、訓練内容をおおよそ1週間ごとに 4段階に分けて実施し、比較的やさしい仕事を経て、徐々 に本来の職務内容に近づけるようそれぞれのステップに目 標を定め、段階的に訓練を実施する。	4週間 ただし、必要に ただじて4週間を 起えて4実施する ることができ る。	なし	熊本市教職員等健 康審査会(医師5名 及び事務局職員3名 により構成)	主治医からの診断書及び 産業医の面談を参考に、職 務の遂行に支障がないか 方か、健康診査会で判断を 行う。	れば産業医によるフォ	応じて、個別に	個々の状況に 応じて、必要な 配慮を行ってい る。